

ライフサイクル GHG 関連の事業者認定について

① GHG 関連の事業者認定を受ける必要がある事業者

令和 4 年度以降に FIT・FIP 認定を受けたまた変更により 1,000 kW 以上発電する発電所に対してチップ等を納入する事業者また、チップの原材料を納入する事業者が対象となります。

② GHG 関連の認定の審査基準

- ・ ライフサイクル GHG の制度について充分理解ができているか。
- ・ GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有しているか。(チップ製造の事業者または決まった貯木場・土場を所有する事業者)
- ・ GHG 関連情報の管理等の責任者は選任されているか。
- ・ 「分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書」は作成されているか。また、同方針書について、現場担当者等に周知が行われているか。
- ・ GHG 関連情報の管理や伝達に必要な様式類は用意されているか。(証明書の様式等)
- ・ 帳簿類の保存の用意はできているか。
- ・ GHG 関連情報のある木質バイオマスの取扱実績を認定団体に報告する用意はできているか。
- ・ 中間土場または自社所有の貯木場や土場での分別管理ができているか。

③ 事業者認定を受けた後は、下記事項を必ず守ってください。

- ・ 原材料またはチップ納入時の証明書の作成および GHG 関連情報の伝達を行うこと。
- ・ 当連合会へ年間取扱量の実績報告をすること。また、報告時に当該年度の GHG 関連情報伝達及び証明書の事例を一部添付すること。証明の実績が無い場合は証明書の様式と管理簿の様式を添付すること。
- ・ 一般木質バイオマス・間伐材等由来の木質バイオマス・GHG 関連情報のある木質バイオマスの証明に係る書類の徹底管理。(それぞれが混同した管理をしないこと)
- ・ 出荷した現場ごとの関連書類(伐採届、森林経営計画書、発行した証明書等)を 5 年間保存する。